

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	佐伯市 44205
地域名 (地域内農業集落名)	直川地区 (神栗、市屋敷、堂師、野々内、立長、中道、吹原、大鷲、袖ノ原、上ノ地、細川内、岸ノ上、柁杭、内水、羽織、黒岩、月形、大津留、横手、中組、井大)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	176 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	176 ha
② 田の面積	161 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	15 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.23 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<現状>

直川地区は基盤整備は、進んではいるが、農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が年々増加し農道や用排水路等の農業用施設の維持管理が困難となっている。また、下直見及び横川の圃場で獣害被害があり、また土砂被害もある。

<課題>

・圃場で獣害被害が多く、さらに土砂被害がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現状の担い手で10年後も継続することを目標とし、耕作が難しくなった場合には地域内の担い手・農業者へ集積していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、地域の農業者、担い手(法人、企業誘致等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	25.54	%	将来の目標とする集積率 30.78 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理事業を活用し、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域の農業者や地域内に参入している法人への農地の集積・集約化を推進する。 地域内の担い手への集積が難しい場合は外部の担い手へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手がなくなった農地については農地中間管理機構を活用し集積を進める方針とする。
(3)基盤整備事業への取組
現段階では事業の活用を考えていないが、集積が進んできた場合は基盤整備事業を活用し、生産効率の向上を図っていくことも検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
自治会や法人、担い手等と協力し地域の農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
現段階では活用を考えていない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①について
鳥獣被害防止対策として、草刈り等によるいのししの巣窟を減らし、防護柵や電気柵を設置することで被害を最小限にできるよう努める。

③ドローンによる農薬散布を実施する。

⑦・⑧について
地域の担い手と協力し、農道や用排水路など農業用施設の適正な維持管理を行う。また、老朽化する水路等については行政の補助等を活用し、維持管理に努める。

